

## 第 2 8 回 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 債 券 原 簿

債 券 の 総 額	金 1 0 0 億 円
各 債 券 の 金 額	1 0 0 0 万 円
	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 1 3 年法律第 7 5 号）の規定の適用を受ける。
債 券 の 利 率	年 0 . 0 6 4 パーセント
債 券 発 行 の 年 月 日	令 和 元 年 6 月 1 3 日
債 券 償 還 の 方 法 及 び 期 限	(1) 本債券の元金は、令和 1 1 年 6 月 2 0 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
利 息 支 払 の 方 法 及 び 期 限	(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、令和元年 1 2 月 2 0 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 及 び 1 2 月 の 各 2 0 日 に そ の 日 ま で の 前 半 箇 年 分 を 支 払 う。 (2) 発行日の翌日から令和元年 6 月 2 0 日までの期間につき利息を計算するとき 及 び 償 還 の 場 合 に 半 箇 年 に 満 た ない 利 息 を 支 払 う と き は 、 半 箇 年 の 日 割 を も っ て これ を 計 算 す る。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。
担 保	本債券の債権者は、沖縄振興開発金融公庫法の定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
各 債 券 に つ き 払 い 込 ん だ 金 額 及 び 払 込 年 月 日	令 和 元 年 6 月 1 3 日 全 額 払 込 済
債 券 募 集 の 受 託 会 社	株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
振 替 機 関 の 表 示	株 式 会 社 証 券 保 管 振 替 機 構

令 和 元 年 6 月 1 3 日

沖 縄 県 那 覇 市 お も ろ ま ち 一 丁 目 2 番 2 6 号

沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫

理 事 長 川 上 好 久